

## 小金井市個人情報保護条例（案）

小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項のほか、個人情報の取扱いにおける適正性及び透明性の確保のための措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱登録簿の作成及び公表）

第3条 市の機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、市の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令第21条第6項各号で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱登録簿」という。）を作成し事務所に備え付けなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 市の機関は、第1項に規定する個人情報ファイルの保有を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、また同様とする。

4 市の機関は、個人情報取扱登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 閲覧の方法は、規則で定める。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から7日以内（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求のあった日から30日以内（市の休日を除く。次条において同じ。）に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内に行なければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内に行なければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問等)

第9条 市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

2 市の機関は、個人情報の保護に係る施策及び個人情報の取扱いに係る状況について、審議会に報告し、意見を求めることができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、規則の定めるところにより議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。